# 第8編 紛争の解決方法

# 第1章 民事訴訟手続

- ① **民事訴訟手続**は、当事者双方の主張に基づいて、裁判所が法律を適用することによって紛争を解決するものである。
- ② 民事訴訟の目的は、原告の権利主張の当否を判断することにある。

# 第1節 裁判手続の流れ

# theme01 訴えの提起

- ① 民事訴訟の第一審手続は**,訴えの提起**によって**開始**される。訴えの提起は,原則として**訴状を裁判 所に提出**してしなければならない(民事訴訟法133条1項)。
- ② **訴え**とは、裁判所に対し原告がその請求を提示して一定内容の判決を要求する要式の訴訟行為をい う。訴えの種類としては以下のものがある。

# 給付の訴え

 $\nabla$ 

請求内容として被告に対する 特定の給付請求権の存在を主張 し給付を命ずる判決を求める訴 え

# 確認の訴え

 $\nabla$ 

請求内容として特定の権利又 は法律関係の存在又は不存在を 主張し、それを確認する判決を 求める訴え

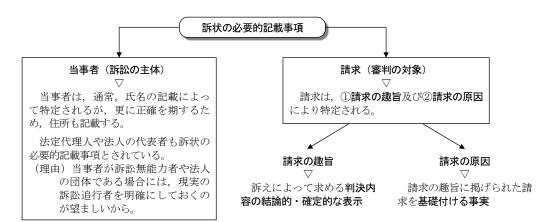
# 形成の訴え

 $\nabla$ 

請求の内容として権利関係の変動のための一定の法律要件の存在を主張してその変動を宣言する判決を求める訴え

#### 1. 特定

訴状では、①**当事者(訴訟主体)**と②**請求(審判の対象)**とを特定しなければならない(民事訴訟法133条 2項)。



## (1) 請求の趣旨について

- ① 請求の趣旨とは、訴えによって求める判決内容の結論的・確定的な表示をいう。
- ② 請求の趣旨は、**認容されたときの判決の主文に対応する部分**であり、通常、求める判決主文と同一の文言が使用される。また、請求の趣旨は他の権利関係との混同のおそれがない記載でなければならない。
- ③ 訴訟費用の請求,仮執行宣言が付けられる場合もある。

# 訴訟費用の請求

訴訟費用とは印紙代や証人の 旅費・日当等をいい, 弁護士費 用は含まれない。

訴訟費用については,裁判所は,職権でその負担の裁判をしなければならない(民訴法67条1項)。

# 仮執行宣言

**仮執行宣言**とは、確定していない終局判決にも執行力を付与する裁判をいう。

□仮執行の宣言の申立てがある場合

裁判所は必ずこれに対する判断を示さなければならない。

□仮執行の宣言の申立てがない場合

裁判所は仮執行の宣言を職権で付することもできるが、実務 上、仮執行の宣言を付さないことが多い。

#### (2) 請求の原因について

請求の原因とは、請求の趣旨に掲げられた請求を基礎付ける事実をいう。

	訴  状		
東京都○○○区○丁目○	番○号		
原			
○○県○○○市○丁目○ 被			
貸金返還請求事件 訴訟物の価額 ○○○○ 貼用印紙額 ○○○○	万円		
請求の趣旨  1 被告は,原告に対し,金○○○○万円及びこれに対する訴状送達の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。  2 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決及び仮執行の宣言を求める。			
請求の原因			
1 原告は、令和〇年〇月〇日、被告に対し、金〇〇〇〇万円を弁済期令和〇年〇月〇日の約 定で貸し付けた。			
2 よって、原告は被告に対し、右貸金〇〇〇〇万円及びこれに対する訴状送達の翌日から支 払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による利息金の支払を求めるため、本訴に及ぶ。			
証拠方法			
必要に応じ口頭弁論で立証する。			
1 訴訟代理委任状 1通 令和○年○月○日	附属書類		
右原告訴 東京地方裁判所 御中	訟代理人弁護士 〇 〇 〇 印		

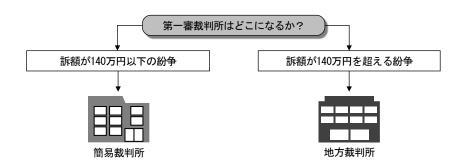
# 2. 管轄

管轄に関して重要なのは、事物管轄と土地管轄である。

#### (1) 事物管轄

(狭義の)**事物管轄**とは,事件の種類や内容に応じて定められる管轄をいう。第一審訴訟事件に対する 裁判権を簡易裁判所と地方裁判所との間で分担する定めをいう。

例えば、**訴額が140万円以下**の紛争については**簡易裁判所**が、それを**超える**ものについては**地方裁判 所**が**事物管轄**を持つ。



# (2) 十地管轄

① 第一審については、当事者が書面による合意により**合意管轄**を定めれば、当該裁判所が管轄権を 持つ(民訴法11条)。

#### 【基礎知識-合意管轄】

**合意管轄**とは**,管轄の合意**によって生じる管轄をいう。**管轄の合意**とは,当事者が法定の管轄と異なる管轄を定める合意をいう。当事者が合意に基づき法定管轄と異なる管轄を設定することが許される(民訴法11条)。

② 土地管轄については、被告の住所地を管轄する裁判所に管轄権があるが、「財産上の訴訟についての義務履行地」を管轄する裁判所にも管轄権がある。

実務上、後者が選択される場合が多い。なぜなら、民法484条が、**特定物の引渡し以外**については**債権者の現時の住所で弁済する**ものと定めているため、**債権者が原告**の場合は**自分の住所地で裁判を起こせる**からである。

【点検の結果、不備な点がある場合】

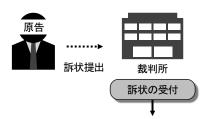
当事者に任意の補正, 追完を求め

る。もっとも、当事者が任意の補正に

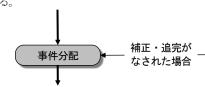
応じないであくまでも訴状の受付を求 めるときには、受付係書記官はこれを

拒否することはできない。

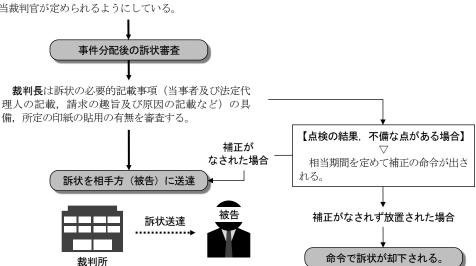
# theme02 訴状の審査



- ①裁判所は、訴状を受け付けると、これに受付日付印を押し、表 紙をつけてとじる。
- ②受付係書記官は、提出された訴状について、訴状の記載事項、 作成名義人の表示、押印、落丁の有無等の形式的事項のほか、 管轄、作成名義人の資格、所定の手続料等の納付・郵券の予 納、訴状に添付すべき附属書類の具備等を調査し、不備、過誤 がないかを点検する。



- ①訴状が受け付けられれば, 裁判官に事件が分配される。
- ②公正を保障するため、各裁判所で予め事件分配の基準を定め、 事件が提起された場合には自動的にその定められた基準に従い 担当裁判官が定められるようにしている。



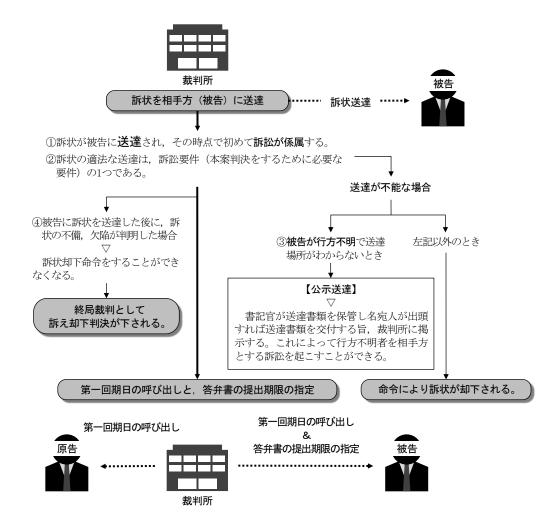
# [Point]

裁判長は、訴状の必要的記載事項の具備、所定の印紙の貼用の有無などの**形式的な点に不備がない**かを審査する。ここでは、請求の内容の当否が判断されるわけではない。

#### 【基礎知識-棄却vs却下】

一般に、裁判所に対する申立てを**理由なし**として退ける裁判を**棄却**、その申立ては不適法であるから**理由の有無を判断しないまま**退ける裁判を**却下**という。

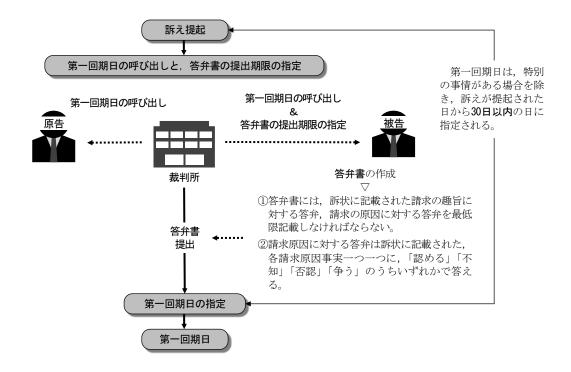
# theme03 相手方への送達(訴訟係属)



# 【基礎知識ー訴訟係属・訴訟要件・終局判決】

- 1. 訴訟係属とは、事件が裁判所において判決手続によって審理判決されうる状態をいう。
- 2. 訴訟要件とは、本案判決をするために必要な要件をいう。
- 3. **終局判決**とは、当該審級で訴訟事件の全部又は一部の審理を完結する判決をいう。中間判決に対する。中間判決と異なり独立に上訴をすることができる。

# theme04 第一回期日の呼び出しと、答弁書の提出期限の指定



- ① 訴状とともに、第一回期日の呼び出しと答弁書の提出期限の指定がなされる。
- ② 第一回期日は、特別の事情がある場合を除き、原則として、**訴えが提起された日から30日以内**の日に指定される。

#### (1) 答弁書

① **答弁書**とは、被告が提出する第一回目の**準備書面**である。

#### 【基礎知識一準備書面】

**準備書面**とは、民事訴訟において、当事者が口頭弁論で陳述しようとする事項を記載し、あらかじめ裁判所に提出し、かつ、相手方当事者に直送される書面をいう。相手方当事者に応答を準備する機会を与え、また裁判所の訴訟指揮を容易にする機能を有する。

- ② 答弁書には、訴状に記載された**請求の趣旨に対する答弁**、**請求の原因に対する答弁**を最低限記載 しなければならない。
- ③ 請求の趣旨に対する答弁は、原告の請求を争う以上は、「一 原告の請求を棄却する。二 訴訟 費用は原告の負担とする。との判決を求める。」という記載が基本となる。

烄	4	#
<u>←</u>	<del>111</del>	폼

原 告 ○ ○ ○ ○ 被 告 ○ ○ ○ ○

右当事者間の御庁令和〇年(ワ)第〇〇〇号貸金返還請求事件について,被告は以下のとおり答弁する。

#### 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請求の原因に対する認否

- 1 原告主張の請求原因第1項の事実は否認する。
- 2 同第2項は争う。

証拠方法

追って口頭弁論で提出する。 令和○年○月○日

右 被 告

0000即

東京地方裁判所民事第33部 御中

#### (2) 認否

① 請求原因に対する答弁は訴状に記載された、各請求原因事実一つ一つに、「認める」「不知」「否認」「争う」のうちいずれかで答える。

# 「認める」

 $\nabla$ 

- ①裁判上の自白として, 原告はこれを証明する ことを要しない。
- ②裁判所はこれに反する 認定は許されない。

# 「不知」

 $\nabla$ 

不知の答弁は、その 事実を争ったものと推 定されるので、これを 認定するためには証明 を要する。

# 「否認」



被告が否認した事実は、それが本来認否を要しない顕著な事実である場合を除き、これを認定するには証明が必要となる。否認するに当たっては、争点を明確にするため、被告はその理由を記載しなければならない。

② 被告が原告の主張する事実に対して何の認否もせずに沈黙する場合には、原則として、その事実を自白したものとみなされる。